
2 第二次トランプ政権のデジタル貿易政策、 展望と課題

岩田 伸人 *Nobuto IWATA*

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
青山学院大学 名誉教授

要約

第二次ドナルド・トランプ政権は、第一次政権時と同じく製造業と雇用の復興を掲げ、WTO中心の多国間主義から一方的関税と二国間取引を軸にした保護主義による通商交渉へ比重を移した。とりわけ相互関税は、その象徴的ツールである。

他方でデジタル貿易の分野では、「電子的送信（デジタル・コンテンツを含む）への恒久的な関税の不賦課」やデータ越境の確保など高水準の貿易自由化原則を、WTO及び地域貿易協定（FTA）や独自の2国間枠組みにおいて構築する姿勢を見せており、必要に応じて相互関税を交渉の脅かしに用いている。ただし、第二次トランプ政権は、懸念国に対する国家安全保障上のデータ規制も視野に入れており、その意味ではジョー・バイデン政権のデジタル貿易政策を完全に否定してはいない。

1. はじめに

2025年1月に発足した第二次トランプ政権は、米国第一主義の下で国内製造業と雇用の復興を掲げ、有形財（農産品や工業品）の取引で生じた「貿易収支」の赤字解消に向けて、4月2日、大統領令（第14257号）により国家

非常事態を宣言し、IEEPA（国際緊急経済権限法）を根拠として「相互関税（reciprocal tariff）」の発動を表明した。同令及び続く修正文書（4月8、9日）は、対象国・税率の運用を規定した。IEEPAは議会の事前承認を要しないが、宣言・報告義務や議会による終了権などの統制は残る。

他方、デジタル貿易（電子商取引）に関わる米国の「サービス収支」は、（貿易収支の赤字額を相殺できるほどの規模ではないが）、インターネットがグローバルに浸透し始めた1990年代初頭から今日に至るまで、堅調な黒字を維持し続けている。

ファイナンシャル・タイムズ誌（2024年）によれば、20年はGoogle、Amazon、Metaの3社だけで世界のデジタル広告収入の約70%を占め、GAFAM^(注1) 5社の総収益7,369億ドルは、世界第18位の国家経済規模に匹敵するという^(注2)。

米国のデジタル貿易の黒字基調を支えている要因の一つに、1998年のWTO閣僚会議において多数国間（全加盟国）で暫定合意された「電子的送信への関税不賦課」（下線部は以下、モラトリウム合意）がある。これによりWTO加盟国には、インターネット上のデジタル送信（電子的送信）に“関税”を課することが禁止されてきた（“内国税”はWTOの管轄外）。

モラトリウム合意にある「電子的送信」（electronic transmission）に「デジタル・プロダクト（コンテンツ）の送信」が含まれるのか否かについても、WTO上の明確な定義はなく、電子商取引に関する有志国間交渉、いわゆる共同声明イニシアチブ（Joint Statement Initiative：以下、JSI交渉）（シンガポール、日本、オーストラリア3か国の共同議長）、さらに1998年のWTO理事会で設けられた電子商取引作業計画（WPEC）でも一致した定義はなされていない（後述）。

2025年現在、WTO全加盟166か国のうちの91か国で進められているJSI交渉で策定され、24年にWTO事務局が公開したデジタル貿易（電子商取引）協定案（テキスト）の第11条「関税条項」は、デジタル・コンテンツは電子的送信に含まれる（11.1条）と定めている（同協定案は次回26年3月予定の閣僚会議（MC14）を目処にJSI交渉で引き続き検討作業が進められる可能性がある）。

しかし、JSIメンバー 91か国のうちトルコやインドネシアは同案（テキスト）の支持を保留としたと伝えられる。米国（第二次トランプ政権）は自らが提唱する「デジタル4項目」（後掲）が同協定案に組み込まれていないことなどの理由から、支持を留保した。結局、JSIの参加91か国のうち9か国（ブラジル、コロンビア、エルサルバドル、グアテマラ、インドネシア、パラグアイ、台湾、トルコ、米国）は同協定案を支持しなかった^{（注3）}。

今後、第二次トランプ政権は、WTOのJSI交渉（後述）、FTAなどの2国間協定（合意）、さらに（WTOの非整合的な）2国間枠組みの中で、「（デジタル・コンテンツを含む）電子的送信への関税不賦課」規定の恒久化（またはモラトリウム合意の恒久化）を最低限の政策実現目標に据えたと見られる。

既に、USMCA及び日米デジタル貿易協定（いずれも第一次トランプ政権下で締結・発効）では、デジタル・コンテンツを含む電子的送信への関税不賦課が恒久的なルールとして組み込まれている。

第二次トランプ政権が、インドネシアに対して、相互関税を交渉上の脅かしに使い、モラトリウム合意の恒久化を「支持」するよう圧力をかけた結果、インドネシア側がこれに屈して「即時かつ無条件で支持」に回ったことが両国の共同声明（7月22日発出）で明らかになった^{（注4）}。しかしインドネシアが、JSIデジタル貿易協定案の第11条（前述）にも同意したか否かの報道は見られない（2025年8月現在）。

本稿では、第二次トランプ政権のデジタル貿易政策に焦点を絞り、1）米国の歴代政権との違い、2）相互関税との関わり、3）WTO・JSI交渉での米国の対応、そして、4）米国の（WTO整合的・非整合的な）地域的枠組協定（合意）の動向などに言及し、最後に米国のデジタル貿易政策が目指すもの、それが今後の貿易体制へ及ぼす影響について、若干の考察を行う。

2. デジタル貿易の特徴と概要

「デジタル貿易」（digital trade）は、インターネットを介する有形・無形の財・サービスの有償による越境取引であり、WTO文書では電子商取引

(electronic Commerce) と表記される。デジタル貿易は、東西冷戦期の中、1980年代の米国政府（国防省）が軍事目的で開発したデジタル・ネットワークが、冷戦終結後の90年代に、ビル・クリントン政権の下でインターネット（Internet）の呼称で、民間レベルでの商業運用として始まり、今日に至るまで米国が絶対的な優位性をもつ分野である。

貿易分類上、デジタル貿易は「サービス」に含まれ、WTO協定上はGATS（サービス貿易に関する一般協定）の管轄下にあるため、関税（tariffs）の対象ではないと認識されてきた。ただしDST（デジタル・サービス税）のようなWTOの管轄外である内国税を課すことは（WTO内国民待遇に違反しない限り）可能とされてきた。一方、映画やゲームなど単体でのデジタル・プロダクト（コンテンツ）が、有形財なのか無形財なのかについては、国際貿易上の厳密な定義は2025年現在も存在しない。有形財ならば、明確に関税の賦課対象となり、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）の管轄となる。もしそうなれば、自国のデジタル産業の保護・育成を進めたい国々は、外国から送信されてくるデジタル・プロダクトに関税を課すことで、関税収入も増やすことができる。

3. デジタル貿易の自由化を推進する米国

米国の歴代政権は、憲法修正第1条で保証された「表現（言論）の自由」と「民主主義」を重視してきた。米国でデジタル貿易政策が論じられるのは、インターネットの商業運用が始まったクリントン政権（1993～2001年）からである（既述）。

それ以来、歴代政権は、国境及び税関（customs house）の立地などの地理的条件に影響を受けないインターネットの特性から、国境の内（自国市場）と外（国外市場）を区別せずにそれら両市場を一体と捉えて、データの流れを規制しない“グローバルなデジタル市場の自由化”を目指してきた^(注5)。この流れは、共和・民主の政権政党が代わってもほぼ途絶えることなく第一次・第二次トランプ政権にも継承されている。

それゆえ、バイデン政権（2021～25年）がデジタル・データの越境移転を規制する大統領令を発出する2023年頃までは、デジタル形式による“個人データ”の国外流出（越境移動）を規制する連邦レベルの国内法が、米国には存在しなかった。ただし、デジタル形式による“技術データ”の国外移動は、インターネットが普及する1990年代以前から輸出管理法（ITAR/EAR）によって規制されていた。

4. トランプ政権のデジタル貿易政策、その特徴

米国は、WTO発足の1995年以来、デジタル貿易の規律化・協定化に向けたWTOでの交渉を主導してきた。他方で、FTA（自由貿易協定）と総称されるWTOの地域貿易協定（Regional Trade Agreement、以下、RTA）に整合的なUSMCA、さらにRTAとは整合しない「日米デジタル貿易協定」のような個別分野の地域枠組協定（合意）の発効にも取り組んできた^{（注6）}。

これらの協定（USMCA、日米デジタル貿易協定）は、いずれも交渉開始から発効まで、第一次トランプ政権の下、短期間で進められた。トランプ政権には、既存のルールを活用・遵守するのではなく、それら既存ルールの抜け穴を活用したり、WTO法が及びにくい「国家安全保障」を根拠に、MFN原則を無視した関税措置によって、自国優先（Make America Great Again）のための目的を果たそうとする傾向が見られる。

つまり過去の歴代政権は、デジタル貿易自由化への取り組みを、WTO協定に整合的な形で進めたのに対して、トランプ政権のそれは、WTO協定に依拠せずに、国家安全保障を理由に掲げて相手国へ高い関税を課す「脅かし」によってデジタル貿易の自由化を推進するという、歴代政権にはない特徴が見られる。

他方で、デジタル貿易政策の視点から見れば、第一次及び第二次トランプ政権は、過去の歴代政権と同様に、インターネットを介するデータの自由な越境移動を推進する姿勢を継承している（機微個人データを除く）。

例外は、バイデン政権が任期半ばにとった方針転換である。バイデン政権

下では、キャサリン・タイUSTR代表が2023年にWTO・JSIのデジタル貿易の論点（越境データ、ローカライゼーション禁止、ソースコード）への支持を撤回し、労働者のプライバシーや競争政策など国内規制のための policy space を確保する方針を明確化した。これにより、デジタル貿易ルール化を含む予定のIPEF柱1（貿易）の取りまとめは見送られ、交渉は再調整となった。他方、リナ・カーンFTC委員長は独禁法執行を強化し、DOJ（司法省）と共同で2023年合併ガイドラインを公表するなど、デジタル市場の競争政策を推し進めた。

第二次トランプ政権は、デジタル貿易の自由化を推進することが自国の貿易利益に寄与するという伝統的な米国の方針に立ち返った感がある。

1) 第一次トランプ政権の保護主義・・・1962年通商拡大法232条を法的根拠

第一次トランプ政権（2017年1月～21年1月）は、米国第一主義を掲げて国内経済と雇用の復興を掲げた。同政権は、国家安全保障を理由に、中国の鉄鋼・アルミを含む特定の国や品目に対して輸入関税の引き上げ措置を発動した。その際の法的根拠は通商法232条であり、WTO協定上はGATT第21条GATT第21条（b）（iii）「戦時または国際関係の緊急事態」を根拠とした。当時のWTOパネル審理（第一審）は、国際関係の緊急事態に当たらないとして、米国の関税措置はWTOルールに整合しないと判断した。

2) 第二次トランプ政権の保護主義・・・IEEPAを法的根拠

第二次トランプ政権（2025年1月20日発足）もまた、第一次政権と同じく米国第一主義の下で国内経済と雇用の復興を掲げる一方、巨額な貿易赤字が国家安全保障上の危機にあたるとして、4月2日に、IEEPAを法的根拠とする「相互関税」（reciprocal tariffs）と称する一方的な大幅関税引き上げ及び10%のグローバル共通関税の措置を全世界に向けて発表した^{（注7）}。トランプ政権は、相互関税がWTO協定のどれに根拠を置くのか明示していない。なお、通商法232条とIEEPAの発動の根拠は、ともに国家安全保障にある。

4.1 「脅かし」または「制裁」としての相互関税

第二次トランプ政権が25年4月2日に発表した一方的な大幅関税引き上げは、米国が全世界から輸入する農産品や鉱工業品などの有形財に課される10%の「グローバル共通関税」及び（これに加えて）特定の57か国・地域に対してそれぞれに異なる比率で上乘せされる「相互関税」の二つから構成される。

第二次トランプ政権は、本来ならば国家安全保障の確保・回復を目的とした措置を講じるべきであり、相互関税はその一環であるべきだが、それとは別に特定相手国への「脅かし」や「制裁」にも相互関税が活用されている。

「脅かし」の例は、第二次トランプ政権の相互関税による、カナダ政府のDST（デジタル・サービス税）撤回、及びインドネシアによる「データの（両国間での）越境移動の自由化」と「モラトリアム合意の恒久化」の受け入れがある（詳細は後述）。いずれも米国の要求圧力に屈した形になっている。

「制裁」については、インドがロシア産原油の輸入を維持・拡大しているとして、インドに対する相互関税を当初の25%（4月2日）から50%（7月22日）^(注8)に引き上げた事例がある（後述）^(注9)。

他方、インドネシアと共に「モラトリアム合意の恒久化」に強く反対してきたインドと南アフリカは、いずれも米国による相互関税の圧力に対抗する姿勢を見せている（25年8月現在）。なお、インド政府は、第二次トランプ政権が相互関税を発動する直前の4月1日に、インド国会で、米国政府が撤回を求めているDSTに似た6%のデジタル広告税の正式な撤回・削除を決定した。

4.2 第二次トランプ政権が取り組むデジタル関連課題

4.2.1 デジタル・サービス税（DST）

第一次トランプ政権（2017～21年）は、1974年通商法301条による調査の結果、フランス（19年）、インド、イタリア、トルコ（21年）、オーストリア、スペイン、英国（21年）の計7か国のDSTが、米国のIT企業に対する差別的な内国税であると認定していた^(注10)。DSTは、多国籍企業の課税逃れを防ぐために、消費市場国での該当企業のデジタル広告などから得た売上等

に当該国政府が課税する仕組みであり、主にGoogleやMetaのような米国の大手テック企業が徴税の対象になる。

その後、バイデン政権期（2021～25年）には、カナダがDSTを法制化し、他方、EUではOECD・G20で策定中の国際標準を目指す課税方式（Pillar-1, Pillar-2）を優先するとして制度化は凍結された（個々のEU加盟国は個別に進行）。当時のバイデン政権は、このOECD・G20案を支持する方向にあったが、国内調整が進まずそれらを受け入れるには至らなかった。なお、バイデン政権は、第一次トランプ政権（当時）が301条による調査を完了していたDST適用国に対する制裁を行うことはなかった。

第二次トランプ政権期（2025年～）では、インドがDST相当の内国税を段階的に撤廃する方向にある（既述）。フランス、イタリア、スペイン、トルコ、英国、オーストリアの6か国については、米国はUSTRに対して301条下の調査と関税による制裁措置を検討するよう指示したが、現段階では新たな関税の発動は公表されていない^{（注11）}。

4.2.2 カナダのDST

バイデン政権下の2020年に、カナダが導入の方針のみを公表していたDSTは、24年6月28日に実際に施行され、初回の納税期日が第二次トランプ政権下の25年6月30日とされていた。これに対し、第二次トランプ政権は、以前よりカナダとの間で進行していた包括的な通商交渉を停止し、相互関税を交渉の脅かしに使って、カナダにDSTの撤廃を迫った。その結果、カナダはDSTの徴税の撤廃と、DST法の撤回のための手続き入りを6月30日付で決定したことで、米国はカナダとの通商交渉を再開すると発表した。なお、カナダのDSTは、フランスや英国などが以前から導入していたものとはほぼ同じ仕組みであり、課税対象の企業は、世界売上7.5億ユーロ超かつカナダ国内収益2,000万ドル超の大手デジタル企業で、カナダ国内市場でのデジタル売上高に3%のDSTを課税する仕組みだった。カナダに対する相互関税は25%（3月4日）からフェンタニル対応を含めた35%（7月31日）への引き上げが事前に発表済みだったが、それと別枠で検討されたDST報復関税の具

体的な関税率は未公表であった（25年8月時点）。

4.2.3 EUのDMA/DSA

デジタル分野をめぐる米国の歴代政権とEUの関係は、米国内の産業界や労組及び消費者の間での意見対立もあって複雑だが、第二次トランプ政権は、EUのDMA（デジタル・マーケット法）とDSA（デジタル・サービス法）が、米国の大手IT企業のEU域内での活動を阻害し、消費者（ユーザー）の「表現の自由」を妨げているとしてそれらを強く批判している。

他方、EU側は、DMAは大手プラットフォーム企業（ゲートキーパー）による市場の独占化を事前に防止するための措置であり、DSAはフェイク情報や詐欺広告、選挙介入などの違法コンテンツへの対策であり、これら（DMA及びDSA）は米国の大手IT企業をターゲットにしたものではないとして、今回のトランプ関税の脅かしには屈しないとしている（25年8月時点）。

4.2.4 米・英のEPD

第二次トランプ政権は、英国との間で新たな2国間貿易枠組み（Economic Prosperity Deal、以下、EPD）を締結するための交渉を進めている。2025年5月8日に公表された一般原則（General Terms）によれば、EPDは法的拘束力の緩い枠組みであり、域内の実質的な関税撤廃のルールが組み込まれないこともあって、WTO協定（GATT第24及びGATS第5条）上のFTAではないが、今後、米英間でのデジタル貿易の共通ルール化の協議に向かうと見られる。ルール化に際しては、英国が（第二次トランプ政権の要求圧力に対して）、発効済みの今のDSTを撤廃または修正するか否かが両国間の直近の論点となる。

もし、英国がDSTを撤廃しないままEPDを締結しようとするれば、米国は新たな相互関税を交渉の脅かしに用いて、英国側へDSTの撤廃を迫る可能性がある^{（注12）}。

4.2.5 米・インドネシア相互貿易協定

2025年7月22日の両国共同声明（フレームワーク）によれば、米国とインドネシアは、最終協定の交渉に向けて以下の骨子で合意した。第一に、インドネシアは米国の工業製品及び食料・農産品に係る関税障壁のおよそ99%を撤廃する。第二に、米国はインドネシア産品に適用する相互関税を、4月2日付大統領令（第14257号）に基づく当初の32%水準から、19%へ引き下げる（一部の米国内生産がない品目については、さらに引下げを検討）。

デジタル分野では、インドネシアが（1）個人データの米国への自由な域外移転を確保すること、（2）デジタル・コンテンツ（「デジタル製品」）に関するHTS（米国の関税分類）上の関税ラインの削除と、当該輸入申告要件の停止、（3）WTOにおける「電子的送信への関税不賦課」モラトリウムを“即時かつ無条件”に恒久化すること——を約束した。とりわけ（2）は、ソフトウェアや音楽・映像、電子書籍等の“コンテンツ”に実務上かかり得た課税仕組み自体を撤廃するもので、（3）と合わせて対米関係では動画やゲームなどのコンテンツ送信への関税を課さないとする内容である。これらは共同声明段階であり、今後「協定本文」をとりまとめ、署名・発効手続に進むとされている。

WTOのモラトリウム自体はMC13（第13回WTO閣僚会議）で「2026年3月31日または次回閣僚会合まで」延長された暫定措置である一方、今回の共同声明はインドネシアが恒久化を「即時かつ無条件で」支持すると表明した点が注目される。なお、相互関税を当初の32%から19%に引き下げる合意は、共同声明の実施とセットで報じられており、第二次トランプ政権が相互関税を交渉手段（脅かし）に使い、インドネシア側がこれに屈した形となった。

4.3 第二次トランプ政権のデジタル交渉目標・・・USMC型

第二次トランプ政権は、基本的にUSMCA（第19章）型を、今後の地域貿易枠組みの交渉目標（テンプレート）に据えるものと予想される。USMCA型とは、バラク・オバマ政権（2009～17年）が当時のTPP交渉で掲げたデジタル貿易自由化のためのデジタル4項目（①「電子的送信への関税不賦

課」、②「データの自由な越境移動」、③「コンピュータ設備の国内設置要求（データ・ローカライゼーション）の禁止」及び④「（デジタル・プログラムの）ソース・コードの開示要求の禁止」）に加え、（上記④にソース・コードとアルゴリズムを併記することで）米国の大手IT（プラットフォーム）企業の海外展開を後押しするためのルールを加えた総計五つのルールをパッケージとしたものであり、第二次トランプ政権はこれら五つをデジタル貿易の自由化推進に欠かせない規律とみなしている（当然、消費者保護のルールも加わる）。これは第一次トランプ政権がNAFTA（現USMCA）再交渉に必要なTPA（貿易促進権限）獲得のために当時の議会向けに掲げた5項目の交渉目標と同じ内容である。ただし、現時点では、トランプ政権は“USMCAスタイルを目指す”にとどまり、USMCA第19章の該当規定の全てを、そのまま無修正で継承するのか否かは表明されていない。

先のバイデン政権は、デジタル分野では産業界の利益よりも労働者の個人情報保護に重きを置いて、新たな地域貿易枠組みとしてのIPEFにおいて、オバマ政権と同じデジタル4項目の確保を目指したが、インドの同意が得られないなどのためにIPEF交渉ではデジタル貿易の規律化そのものが留保された経緯がある（既述）。

4.4 トランプ政権はWTO/JSI交渉に関与するか？

2025年1月に発足した第二次トランプ政権は、WTO全加盟166か国のうち、米・中・露、及びEU27か国そして日本など91か国が参加するデジタル貿易自由化の協定作りに向けた複数国間交渉（以下、JSI交渉）を支持するか否か、について明確な表明がない。米国内の大手IT業界からは、第二次トランプ政権のJSI交渉への復帰を要請する声が上がっている。

他方、米国政府はWTOへの拠出金を停止したままであるが、ジュネーブ常駐のWTO米国大使の選出はほぼ確定している。このことは、第二次トランプ政権が今後もWTOへの関与を続ける一方で、WTO事務局へは米国の要求圧力をかけることを示唆している。

＜USTRの取り組み＞

Inside U.S. (2025年7月16日) は、米国大統領の下で貿易・通商交渉を担うジェイミソン・グリアUSTR代表の発言を掲載している。

「過去の交渉では、関税引き下げによる自由貿易協定の締結を目的とした交渉が大半だった。しかし私は、第二次トランプ大統領が目指す米国の貿易赤字削減に取り組む。」「第二次トランプ政権以前の貿易政策では、何よりも貿易自由化が優先されたが、その結果、米国の産業基盤は弱体化した。私の在任中の目標は貿易協定の締結ではなく、財の貿易赤字を解消し、所得を向上させ、製造業を活性化させることだ」と言う。さらに、「私の目標は三つ、第一は、世界的な財の貿易赤字の傾向を反転させ、長期的にはこれを縮小させること、第二は、米国の実質世帯所得の中央値を向上させること、第三は、GDPに占める製造業の割合を高めること」。

こうしたグリア代表の発言は、第二次トランプ政権の保護主義的な貿易政策を支える決意表明のように見えるが、デジタル貿易自由化への取り組み姿勢は、その発言からは見えない。しかし、前述のように、第二次トランプ政権は歴代政権と同じくデジタル貿易の自由化推進に積極的に取り組むはずであり、そのためには関税引き上げ（相互関税）を交渉の武器にを使って、インドネシアのようなモラトリウム合意の恒久化、すなわち、「デジタル・プロダクトを含む電子的送信への関税不賦課」を受け入れる国々を増やす戦略に取り組むものと見られる。

JSI交渉で策定されたデジタル貿易協定案（テキスト）には、米国の歴代政権が提唱してきたデジタル4項目のうち、唯一、「電子的送信への関税不賦課」を5年目に見直すことが組み込まれている。

他の三つのルール（データの自由な越境移動、データ・ローカライゼーション、ソース・コード）は、中国を含む発展途上国の反対が予想されるため、全会一致を原則とするWTOでの合意はほぼ得られないことから、第二次トランプ政権がこれら三つをWTO上の協定に組み込むことは困難である。他方「電子的送信への関税不賦課」の恒久化については、すでに中国やロシアを含めて多くの国々が賛同しているため、全会一致を得られやすい。

5. 終わりに

WTOでのデジタル貿易交渉におけるトランプ政権の関与は、唯一「デジタル・コンテンツを含む電子的送信への関税不賦課（「モラトリアム合意の恒久化」）」のルール化に向けた交渉への関与のみであり、他の3項目（「データの自由な越境移動」「データ・ローカライゼーション要求の禁止」及び「ソース・コードの開示要求の禁止」）は、今後、米国が2国間交渉を中心に独自の形態で取り組む（域内の関税引き下げを伴わない、すなわちWTOの地域貿易協定とは整合しない）地域枠組み協定の中で実現させる戦略をとると推察される。

そうならば、米国はWTO協定の紛争解決機関とは異なる独自の紛争解決規定を当該の地域枠組協定に組み込むことで、米国に有利な紛争解決の仕組みを確保できる可能性もある。

他方で、現在進行中のWTO/JSIでのデジタル貿易協定作りに、米国は積極的には関与せず、唯一、「デジタル・コンテンツを含めた電子的送信への関税不賦課」をデジタル貿易協定に恒久的なルールとして組み込むことのみに注力する可能性が高い。

ただし、デジタル貿易協定がWTO附則書の中でブルリ（複数国間）協定として組み込まれた頃には、その内容が陳腐化している可能性があるため、国内のデジタル産業を維持・育成したい発展途上国の多くを含めて、国々はWTOのデジタル貿易協定は過度に厳密・厳格なルールとならないものを望む可能性がある。いずれにせよ、デジタル貿易の分野で見限る限り、米国はWTOでの自由化交渉における関与を自ら薄めて行く可能性はある一方で、デジタル貿易の自由化に関連して、WTOで米国に不利なルールがWTOで策定される動きがあれば、第二次トランプ政権はWTO枠外での自由化協定の形成をさらに加速化させる可能性がある。

注.

1. 米国の大手IT企業は、2017年ごろには GAFAM (Google = Alphabet、Apple、Facebook = 現Meta、Amazon) と総称されていたが、2020年代には Microsoft を加えたGAFAMの呼称が一般的となった。
2. Financial Times (Dec.9, 2024) “Advertising revenues set to hit \$1tn in market dominated by technology companies”
3. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100703900.pdf>
4. トランプ政権 (2025年7月22日付けファクトシート) は、インドネシアが、WTOでのモラトリウム合意、すなわち「電子的送信への関税不賦課」の暫定合意を、今後は恒久的ルールとして無条件に支持することを約束し、さらに米国がインドネシアと同等のデータ保護規則を有していると認めて、両国間のデータの自由な移動を認めたと報じた。これはトランプ政権の「相互関税」がインドネシアに対する交渉の脅かしとして機能した一例と言える。
5. “The Framework for Global Electronic Commerce” (<https://clintonwhitehouse4.archives.gov/WH/New/Commerce/>)
6. 第二次トランプ政権下で発出された大統領令の中で、デジタル貿易やデジタル課税に関わるものは下記の2本である。第一は、2025年2月21日発出の大統領覚書 (Presidential Memorandum) であり、外国によるデジタル・サービス税 (DST) やデジタル分野規制への対応を指示するもので、USTR、商務省、財務省、貿易・製造業大統領上級顧問に対し、DSTやEUのDMA/DSA等が米国企業に与える影響を調査し、関税等の報復措置を検討するよう命令している。第二は、2025年1月20日発出の大統領令 (Executive Order) “America First Trade Policy” であり、トランプ政権の貿易・税制の再構築の意思表明であり、OECD主導の国際税ルール (Pillar 1,2) への参加方針を見直し、世界的なデジタル課税の枠組からの離脱を示唆する内容。
7. トランプ政権が、IEEPAを根拠に、複数の国々に対して関税引き上げ措置を発動したのは、2025年4月2日に発出された大統領令第14257号 (Executive Order 14257) に基づき、同日発動された「相互関税」と称される措置が初めてであった。それ以前の関税引き上げ措置は、いずれも通商法232条または301条が法的根拠とされた。「相互関税」とは、グローバル共通関税10%と、国ごとに異なる上乗せ関税との二本立てから成る、米国側による一方的な関税引き上げ措置の呼称である。このうちグローバル共通関税10%は、同日 (4月2日) に発動されたが、上乗せ関税については、米国の主要経済指標が顕著に悪化したことを受け、発動が延期された。
8. Hindustan times (August 23,2025) によれば、インドのS・ジャイシャンカール外務大臣は8月23日、ロシアからの原油購入がウクライナ戦争の資金になっているという米国の主張に対し、欧州とロシアの貿易額はインドのそれをはるかに上回っていると反論した。
(https://www.hindustantimes.com/india-news/jaishankar-counters-west-on-russian-oil-purchase-european-trade-bigger-than-india-ukraine-war-us-101755940029912.html?utm_source=chatgpt.com)
9. Reuters (July 31, 2025) “Trump says US, India still negotiating after 25% US tariff threat”
(<https://www.reuters.com/world/india/trump-says-us-india-still-negotiating-after-25-us-tariff-threat-2025-07-30/>)
10. USTR (December 02, 2019) “Conclusion of USTR’s Investigation Under Section 301 into France’s Digital Services Tax” (https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/december/conclusion-ustr%E2%80%99s-investigation?utm_source=chatgpt.com)
11. White House (February 21,2025) “Defending American Companies and Innovators From Overseas Extortion and Unfair Fines and Penalties” (<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/defending-american-companies-and-innovators-from-overseas-extortion-and->

unfair-fines-and-penalties/?utm_source=chatgpt.com)

12. USTR (May 2025) “Fact Sheet: U.S.-UK Reach Historic Trade Deal”

(https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/fact-sheets/2025/may/ustr-fact-sheet-us-uk-reach-historic-trade-deal?utm_source=chatgpt.com)